

基本施策Ⅱ－1

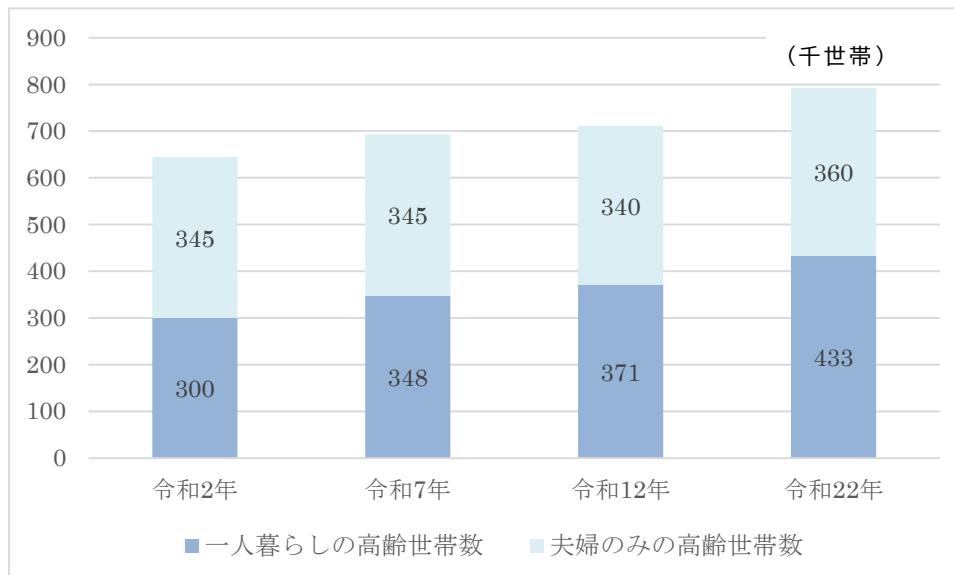
地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

趣旨 地域の支え合い体制づくりと防犯・防災の環境整備を行い安全・安心な地域づくりを推進します

現状

- 核家族化に伴う一人暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢世帯が増加するとともに、要介護（要支援）認定者や認知症高齢者の急激な増加が見込まれています。（図3-2-1-1）

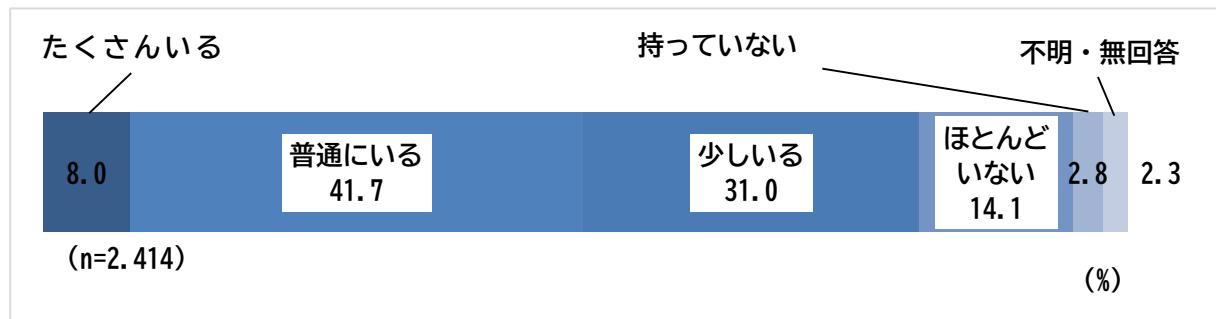
図3-2-1-1 一人暮らしの高齢世帯数、夫婦のみの高齢世帯数の将来推計



※令和2年（2020年）は、総務省統計局「国勢調査結果」、令和7年（2025年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計、2019年推計）」による。

- また、内閣府「高齢者の健康に関する調査結果」（令和4年）によると、親しくしている友人・仲間の有無については、「たくさんいる」、「普通にいる」との回答が合わせて49.7%、「少しいる」との回答が31.0%、「ほとんどいない」、「持っていない」との回答が合わせて16.9%となっています。（図3-2-1-2）

図 3-2-1-2 親しくしている友人・仲間の有無



※内閣府「高齢者の健康に関する調査結果」（令和4年）による。

- 地域では、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しながら顕在化しています。例えば、社会的孤立、貧困、ヤングケアラー、高齢の親が中高年になったひきこもりの子供を支える「8050問題」や、子育てと介護を同時に抱える「ダブルケア」に悩む世帯など、人生を通じて複雑化した複合的な問題や、これまでの制度や仕組みでは対応が困難な状況がみられます。
- 厚生労働省の「被保護者調査」（令和3年度確定値及び令和2年度確定値）によると、生活保護受給者は、総数が前年の203万人から201万人へ減少したものの、65歳以上は105万人台で横ばいとなっています。また、総数に占める高齢者の割合は、半数以上となっています。（表3-2-1-3）

表 3-2-1-3 生活保護被保護者の状況 (単位：人)

	被保護者総数 (A)	うち高齢者 (B)	高齢者割合 (B/A)	平均年齢(歳)
千葉県 (R3)	52,384	27,126	51.78%	59.8
(R2)	51,529	26,722	51.86%	59.5
全国 (R3)	2,008,950	1,054,760	52.50%	60.1
(R2)	2,025,870	1,054,243	52.04%	59.6

※厚生労働省「被保護者調査」（令和3年度確定値及び令和2年度確定値）による。

- 一人暮らしの高齢世帯又は夫婦のみの高齢世帯が増加し、要介護度が比較的軽度の高齢者や認知症の人が増加するなど、地域における生活支援の必要性が高まっています。このため市町村が中心になって、多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行う生活支援体制整備事業が進められています。

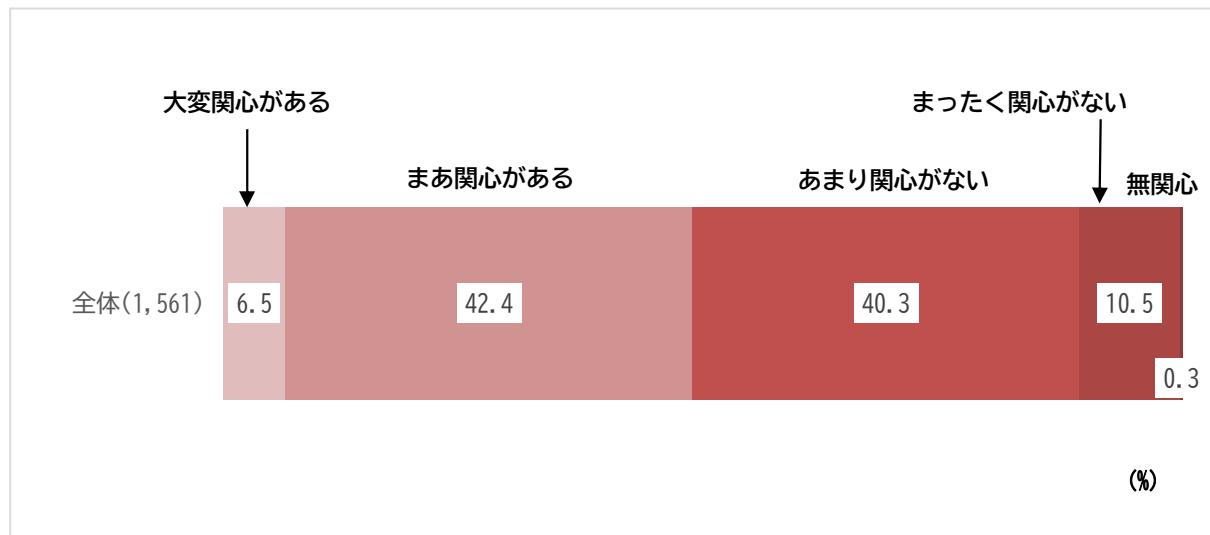
第3章 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－1

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

- 第65回県政に関する世論調査（令和5年度）によると、48.9%の人が市民活動団体の活動やボランティア活動に関心があると回答しています。（図3-2-1-4）

図3-2-1-4 市民活動団体の活動や、ボランティア活動に関心があるか



※第65回県政に関する世論調査（令和5年度）による。

- 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」や、認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」は年々養成が進んでおり、令和4年度末時点で認知症サポーターは約60万人、キャラバン・メイトは4,845人となっています。（表3-2-1-5）

表3-2-1-5 認知症サポーター数(千葉県) (単位:人)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
サポーター数	449,290	503,189	527,686	565,092	604,231

※全国キャラバン・メイト連絡協議会調べ（各年度3月31日現在）

- 高齢化の進展に伴い、犯罪被害者に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、「電話de詐欺」のうち「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」で7割以上を占めるほか、「侵入窃盗（空き巣、忍込み、居空き）」「ひったくり」においても4割程度と高くなっています。（表3-2-1-6、3-2-1-7）

表 3-2-1-6 電話 d e 詐欺被害件数（千葉県）

	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
件数	1,485	1,409	1,217	1,103	1,457
被害金額 (百万円)	2,778	2,558	2,414	2,607	3,404

※千葉県警察調べ

※平成 30 年より特殊詐欺（窃盗）の件数も含めて計算しています。

※「電話 d e 詐欺」とは、振り込め詐欺を始めとする「特殊詐欺」の実態を周知するため、公募により決定した本県での広報用の名称です。

表 3-2-1-7 犯罪被害者に占める高齢者の割合（千葉県）

	全刑法犯	電話 d e 詐欺		侵入窃盗 (空き巣、忍込み、居空き)	ひったくり
		オレオレ 詐欺	還付金詐欺		
割合	13.2%	98.8%	74.0%	38.4%	40.2%

※千葉県警察調べ（令和 4 年中）

- 法務省の令和 5 年版犯罪白書によると、高齢者の刑法犯検挙人員は平成 20 年にピークを迎えた後、減少傾向にありますが、刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合は増加しています。（表 3-2-1-8）
- また、高齢者の刑法犯検挙人員に占める再犯者人員の比率（再犯者率）の推移を見ると、平成 10 年の 23.2 パーセントから一貫して上昇し続け、平成 25 年からは初犯者を上回るようになり、平成 29 年には 51.6 パーセントに達しています。（表 3-2-1-9）

表 3-2-1-8 刑法犯検挙人員及び高齢者率の推移

	平成 10 年	平成 20 年	平成 30 年	令和 4 年
65 歳以上検挙人員	13,739 人 4.2%	48,805 人 14.3%	44,767 人 21.7%	39,144 人 23.1%
検挙人員総数	324,263 人	340,100 人	206,094 人	169,409 人

※法務省「令和 5 年版 犯罪白書」から

表 3-2-1-9 刑法犯高齢者の検挙人員に占める再犯者人員（率）の推移

	平成 10 年	平成 25 年	平成 29 年
65 歳以上再犯者人員	3,201 人 23.2%	23,236 人 50.2%	23,911 人 51.6%
65 歳以上検挙人員	13,739 人	46,226 人	46,264 人

※法務省「平成 30 年版 犯罪白書」から

第3章 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－1

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

- 性・年齢階級別に自殺者数の状況を見ると、県の人口構成の影響も受けているが、令和4年（2022年）の自殺者数は、男性は他の年齢階級と比較すると50～54歳が多く、女性は65～69歳が多くなっています。（図3-2-1-10、3-2-1-11）

図3-2-1-10 性・年齢階級別 自殺者数（年次比較）（千葉県）

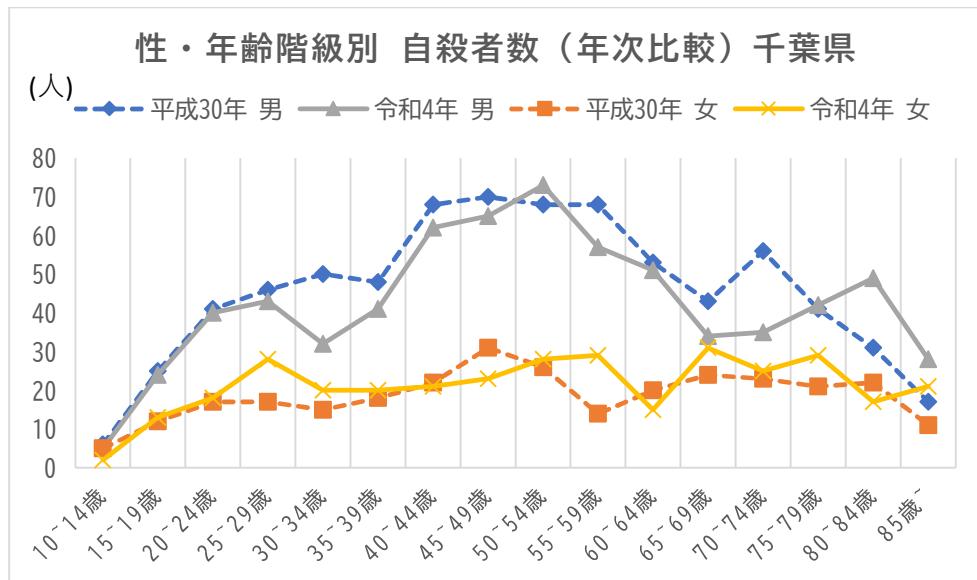
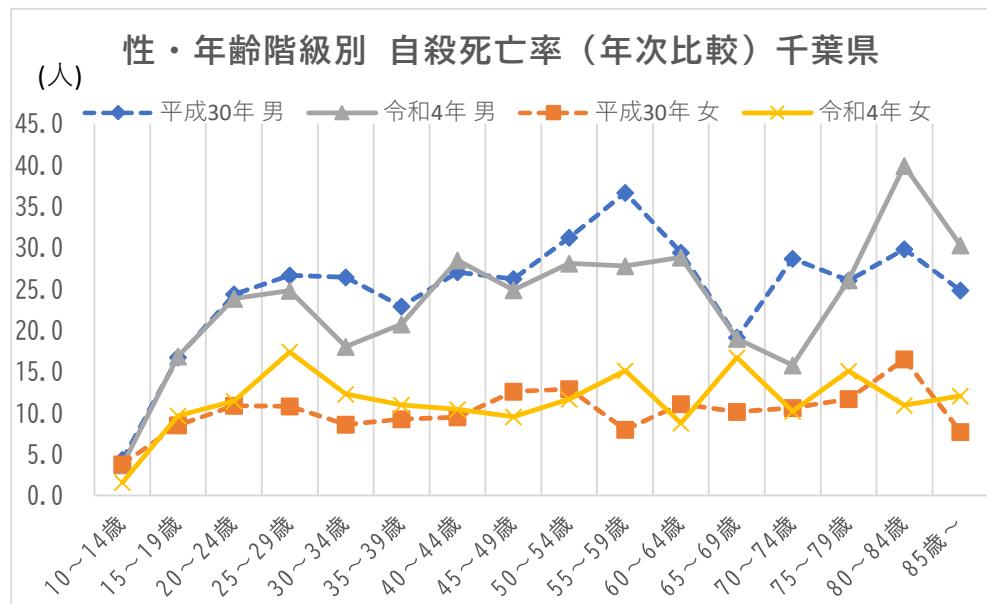


図3-2-1-11 性・年齢階級別 自殺死亡率（年次比較）（千葉県）



※人口動態推計をもとに作成

※10万人当たりの自殺者数

- 令和4年中の千葉県内の交通事故死者 124人のうち、高齢者は 64人と5割以上を占めており（表 3-2-1-12）、そのうち半数以上の 35人は歩行中に事故に遭っています。また、高齢者の運転免許保有者は年々増加しています。

表 3-2-1-12 高齢者の交通事故者数（千葉県）

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
高齢死者数(人)	97	90	74	73	64
全死者数(人)	186	172	128	121	124
構成率	52.2%	52.3%	57.8%	60.3%	51.6%

※千葉県警察調べ

- 身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待など、養護者による様々な高齢者虐待が発生しています。（表 3-2-1-13）

表 3-2-1-13 養護者による高齢者虐待件数（千葉県）

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
件数	862	745	797	779	737

※千葉県高齢者福祉課「養護者による高齢者虐待についての対応状況件数」

- 個別避難計画を作成した市町村数は増加してきているものの、全ての市町村が作成するには至っていません。（表 3-2-1-14）

表 3-2-1-14 個別避難計画を作成した市町村数推移（千葉県）

	R3 年度	R4 年度
作成済 市町村数	28	33

※千葉県危機管理政策課集計

- 高齢者・障害者・妊産婦など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方とその家族を受け入れる「福祉避難所」は、小学校区に 1箇所程度の割合で指定することが望ましいとされており、本県における小学校区数に対する福祉避難所数の割合は、令和4年12月現在で 142%です。市町村別に見ると、100%以上が 40 市町村、100%未満が 14 市町となっています。

第3章 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－1

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

- 新型コロナウイルス感染症では、これまで想定していた感染症対策だけでは対応が困難だったことから、新たな感染症等にも対応し得る体制を整える必要が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新たな感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正されました。

課題

- 近年、核家族化が進行するとともに地域社会における人と人とのつながりが希薄化するなど、家庭や地域における相互扶助機能が弱まっています。一方、大規模災害や感染症の流行等の有事に備えるに当たり、地域住民による日常的なつながりや支え合いの重要性が改めて認識されています。

- 一人暮らしの高齢世帯や夫婦のみの高齢世帯、認知症の人が孤立することなく、必要な支援を受けながら安心して暮らせるよう、地域における声かけや見守り等の実践が求められています。

- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、行政だけでなく住民自らが主体となり、互いに顔の見える関係を築くとともに、多様な主体がそれぞれの強みを生かし、連携・協働して助け合うことができる体制を築くことが必要です。

現在、すべての市町村において、電気・ガス・水道・郵便局などの事業者と協力し、通常業務に支障のない範囲内で、地域の高齢者に何らかの異常を発見した場合に行政につなぐ見守りネットワークが整備されていますが、引き続き支援を必要とする高齢者等への継続的な見守りを行うことが重要です。

- 高齢者のみならず、障害者、生活困窮者等、地域に住む様々な人が、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えてつながる地域共生社会の実現に向けた取組を推進することが必要です。

また、困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えられるよう、包括的な支援体制の構築が求められます。

- 地域包括支援センターは、上記の課題に対応するため、障害分野や児童福祉分野、生活困窮者支援などの他分野と連携促進を図り、重層的な支援体制の整備を進めることが重要です。

- 認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの構築が求められています。
- 今後、一人暮らしの高齢世帯や夫婦のみの高齢世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、ゴミ出しや買い物などのちょっとした生活支援の充実が求められます。
- 近年の高齢者の刑法犯検挙人員はやや減少しているものの、検挙人員総数に占める高齢者の割合は増加傾向にあります。なお、高齢者は再犯者率が高いことから、高齢者による犯罪を減らすためには、再犯の防止が効果的です。
犯罪をした高齢者は、非高齢者に比べて、矯正施設への収容を機に社会的孤立に陥るリスクが高く、出所後の生活を立て直すことができずに再犯に至る人が少なくないことが想定されます。
このため、これら犯罪をした高齢者に再び犯罪を繰り返させないためには、円滑な社会復帰に向けた適切な支援を行うことが必要です。
- 高齢者を狙った悪質な訪問販売事業者などが、巧妙な手口で不安をあおり、不当な契約をさせる事例が後を絶たないことから、引き続き、不適切な取引行為を行う事業者に対する指導等を行う必要があります。
- 犯罪被害・消費者被害を未然に防ぐためには、行政や警察の取組に加え、一人一人が「自分の身は自分で守る」という防犯意識・消費者意識を持つことが大切です。そのためには、消費者自身が合理的な意思決定を行い、危害を回避したり、被害に遭った場合に相談機関を利用したりするなど、適切に対処することができる能力を身に付けるための消費者教育を推進することが必要です。
- 自殺の多くが様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」であり、そのほとんどは「防ぐことのできる死」であるということを認識する必要があります。
そのため、自殺に関する誤解を解消し、また、自殺対策に携わる者が十分にこのことを理解した上で、関係者や県民の理解を進めていく必要があります。

第3章 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－1

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

- 高齢者の交通安全意識を高めることはもちろん、地域ぐるみで高齢者を交通事故から守る取組を促進することが重要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、市民後見人の養成を含めた成年後見制度の普及・活用促進のほか、各種の権利擁護の取組が求められています。
- 高齢者虐待の件数は高止まりしており、より一層の対策が求められます。
- 災害発生時に、一人暮らしの高齢者や認知症の人等支援の必要な人たちに対し市町村が迅速に対応できるよう、日頃、関係機関や関係者間で連携体制を整えておくとともに、災害情報の確実な周知や、自主防災組織の強化、緊急時の避難支援方法の確立等について、市町村等に対する支援を行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症では、これまで想定していた感染症対策だけでは対応が困難であったことから、医療機関を含む関係機関や関係者間での連携を強化しておく必要があります。
- 介護事業所等においては、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することが重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところであり、管内の介護サービス事業者に対して適切な助言及び援助を行うことが必要です。
- 大規模災害や新興感染症の流行等の有事に備え、平時から情報発信や普及啓発を行い、県民の意識の向上を図っていくことが重要です。

取組の基本方針

① 地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進

- 支援が必要な高齢者や認知症の人が、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、それぞれの地域の実情に応じた多様な仕組みで重層的に支え合い、見守るためのネットワークの整備を促進します。
- 子どもから高齢者まで県民一人一人が、地域において声掛けや見守りなどの支え合い活動を実践するきっかけづくりに取り組みます。
- 地域において、民生委員や自治会をはじめとした様々な分野の人々が、地域づくりのあり方や取組を考える組織づくりを進めるとともに、様々な分野の担い手が連携していくよう啓発等を行います。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援・介護予防サービスや、「地域ケア会議」などを通じて地域づくりに取り組む市町村を支援します。

取組	概要
「ちばSSK（しない・させない・孤立化）プロジェクト」の普及啓発 (高齢者福祉課)	高齢者が孤立することのないよう、孤立化防止のシンポジウムの開催等による周知・啓発、民間事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を通じ、地域の支え合い活動を広めます。
見守りネットワークの整備支援 (高齢者福祉課) (くらし安全推進課)	高齢者の安否確認や見守り活動等を行うができるよう、民生委員や児童委員、地区社会福祉協議会、NPO、老人クラブ、自治会、ライフライン事業者、小売事業者等の様々な地域資源の協働による、高齢者の日々の暮らしを見守るネットワークづくりを支援します。
認知症見守りSOSネットワークの構築の促進 (高齢者福祉課)	地域で認知症の人が行方不明になった際に早期発見につながるよう、警察のみならず、住民、関係機関、企業等様々な主体が参加する捜索・発見・通報・保護や見守りに関するネットワークの構築を働きかけます。
地域福祉フォーラムの設置促進 (健康福祉指導課)	市町村の区域及び小・中学校の区域ごとに、様々な分野の人々が集い、地域づくりのあり方や取組を考える場である「地域福祉フォーラム」の設置を促進します。 また、地域福祉フォーラムの活動の活性化に向けた啓発・情報提供等を行います。

第3章 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－1

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

コミュニケーションソーシャルワーカーの育成 (健康福祉指導課)	コミュニケーションソーシャルワークの知識・技術の普及のため、以下の研修を実施します。 ○地域福祉活動を担う人への「基礎研修」 ○社会福祉等に係る個別支援又は相談支援を担う人への「専門研修」 ○専門研修修了者への「フォローアップ研修」
地域包括ケアシステムに関する県民への普及啓発(再掲) (高齢者福祉課)	地域包括ケアシステムを県民に周知するため、県のホームページを活用するほか、様々な機会をとらえて情報発信します。
認知症サポーターの養成・活躍(再掲) (高齢者福祉課)	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを市町村と連携して養成します。 また、養成したサポーターが地域で具体的な取組が行えるように支援します。
認知症の職域サポーターの養成 (再掲) (高齢者福祉課)	認知症の人と関わる機会が多いことが想定される職域をはじめ、小売業や金融機関等において認知症の人を手助けする認知症サポーターの養成講座の開催や地域で見守る体制づくりを促進します。職域向けの認知症サポーター養成講座を開催する市町村に、オレンジリングを配付します。
チームオレンジの実施促進 (再掲) (高齢者福祉課)	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人等の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを構築するため、先進的事例の紹介やチームオレンジ整備に向けた各研修等を行い、実施促進に向け、市町村を支援します。

② 生活支援体制整備の促進

- 高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築や、関係者間のネットワーク化等に取り組む市町村を支援します。
- 生活支援コーディネーターは、高齢者の地域での当たり前の暮らしを支援するために、生活支援等のサービスの情報提供や足りないサービスの開発等を進めるとともに、高齢者が様々なサービスにアクセスしやすい環境整備を進めていくという重要な役割があります。
そのため、目的・理念を持った生活支援コーディネーターを養成するほか、良好事例の情報提供等を通じ、生活支援コーディネーターが地域で役割を着実に遂行するようフォローアップ研修等を通じて支援します。

取組	概要
生活支援コーディネーターの養成 (高齢者福祉課)	市町村が地域支援事業の中で取り組む生活支援体制整備において、生活支援サービスの充実・強化や担い手の育成等を行う生活支援コーディネーターを養成します。
生活支援コーディネーターのフォローアップの実施 (高齢者福祉課)	生活支援コーディネーターの日頃の活動に資するためのフォローアップ研修や情報交換会を実施します。

③ 生涯を通じた福祉に関する教育・学習・ボランティア活動の促進

- 地域住民一人一人が、生涯を通じて福祉に関する教育・学習、ボランティア活動を継続できる仕組みづくりを進めます。
- 県民のボランティアに対する理解と参加を促進するため、活動体験の場と機会を提供するなど、幅広い世代に対する様々な広報・啓発を行います。
- 地域の高齢者等との交流や関係福祉施設への訪問等を通じ、次代を担う児童・生徒に対し、地域と連携した福祉教育を推進します。
- 地域福祉活動等のリーダー役となる人材を養成します。

取組	概要
「さわやかちば県民プラザ」における生涯学習事業の推進（再掲） (教育庁生涯学習課)	生涯学習センターと芸術文化センター機能を持つ「さわやかちば県民プラザ」の特性を活用し、生涯学習に関する普及・啓発、情報提供、相談体制を充実していきます。 また、千葉県体験活動ボランティア活動支援センターの活用を図りながら、高齢者についても生涯にわたって学び続け、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習の推進を図ります。
県民向け市民活動・ボランティア普及啓発（再掲） (県民生活課)	ボランティア活動の基礎知識等を掲載したリーフレットや普及啓発用物品を作成し、配布します。
ボランティア参加の促進 (再掲) (県民生活課)	ボランティア活動への参加促進を図るため、活動希望者と受入団体をつなぐマッチングサイトの運営を行うほか、楽しみながら気軽に参加でき、活動の魅力を体感できるような体験会等を開催します。

第3章 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－1

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

ボランティアの振興 (健康福祉指導課)	ボランティア等の民間福祉活動の育成発展を図るため、ボランティアの集いの開催、リーダー研修、コーディネーター研修等の各種研修、セミナー等による人材育成や、ボランティアをしたい人と援助を必要としている人とのつなぐための様々な情報の収集・提供を行っている千葉県ボランティア・市民活動センターの活動を支援します。
福祉教育の推進 (健康福祉指導課) (教育庁学習指導課)	児童・生徒の福祉に係わる意識の醸成及び活動の普及・促進を図るため、福祉教育への熱心な取組を進める学校を福祉教育推進校として指定し、その活動を支援します。 また、同じ地区の小・中・高校・地域団体をパッケージ方式で「福祉教育推進校・推進団体」への指定により、子供の発達段階に応じた福祉教育と、地域と連携した福祉教育を推進しています。 今後も、福祉・介護に興味を持つ学生等を対象とした職場体験実習や教育関係者に対する福祉への理解を深めてもらうための取組を進めます。
生涯大学校の運営 (高齢者福祉課)	地域活動・ボランティア活動を行う人材を育成します。
福祉ふれあいプラザ の運営 (高齢者福祉課)	県民や介護専門職に向けて、実習、講座、研修会等を実施していきます。
老人クラブ活動の活性化 (高齢者福祉課)	単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び県老人クラブ連合会が行うボランティアなどの様々な活動に対し助成し、老人クラブ活動の活性化を支援します。

④ 安全・安心な生活環境の確保

- 高齢者が「電話詐欺」やひったくりなどの犯罪に巻き込まれない社会づくりに向け、地域の防犯力の向上、犯罪の起これりにくい環境づくりを促進します。
また、高齢者の消費者被害を防止するため、消費者の自立を支援する講座の開催等を通じた学習の機会の提供など消費者教育を推進していきます。
- 高齢者が身近な市町村で消費生活相談を受けられるよう、市町村における消費生活相談体制の充実強化に向けた支援を行います。
- 高齢者に対する不当な取引行為を行う事業者に対し、関係機関と連携

し指導等を行っていきます。

- 高齢者の交通事故防止に向けた取組を進めます。
- 虐待のない地域社会づくりに向け、P D C A サイクルを活用した高齢者虐待防止の体制整備を行えるよう、市町村を支援します。また、専門職団体と連携し、虐待困難事例の対応に当たる市町村を支援します。養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組みます。
- 介護サービス事業者、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等においては、令和6年4月1日から虐待防止のための措置が義務化するところであり、引き続き、虐待防止対策の実施を促進していきます。また、高齢者福祉施設における高齢者権利擁護・身体拘束廃止を推進する人材を養成します。

取組	概要
S T O P ! 電話 d e 詐欺 (くらし安全推進課) (警察本部生活安全 総務課)	電話d e詐欺の撲滅に向け、専用の相談窓口を設置するほか、県警、市町村、関係団体、民間団体等と連携し、高齢者等に対して効果的な広報・啓発を実施します。
地域の防犯力アップ の促進 (くらし安全推進課)	地域の犯罪抑止に大きな役割を担っている県民の自主防犯活動を促進するため、市町村が自主防犯団体等への支援として実施する、自主防犯パトロール用資機材の整備に対して、その経費の一部を助成します。
総合的な高齢者の安 全・安心対策の推進 (警察本部生活安全 総務課)	高齢者が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、犯罪発生情報や防犯対策に係る知識の普及を図るとともに、防犯講話等を通じて、高齢者が被害者となりやすい電話d e詐欺等の犯罪に対する防犯知識の普及啓発を促進します。
消費者教育及び啓発 の充実 (くらし安全推進課)	消費生活をめぐる契約上のトラブルの未然防止・拡大防止を図るため、県消費者センターと連携し、消費者の自立を支援する講座等を開催するほか、ホームページや県広報紙等を活用して消費者情報を提供するなど、より効果的な広報啓発を実施し、高齢者等の消費者被害の防止に取り組んでいきます。

第3章 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－1

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

相談体制及び悪質事業者の監視指導体制の充実・強化 (くらし安全推進課)	<p>市町村の相談体制の充実強化に向け、相談員の資質向上を目的とした研修会等を実施していきます。</p> <p>また、高齢者を狙った悪質な訪問販売等を行う事業者への対策として、警察等と連携し、特定商取引に関する法律等に基づく指導等を行っていきます。更に、広域で活動する悪質事業者に対しては、「五都県悪質事業者対策会議」を通じて合同指導や処分を行うなど、監視指導を強化していきます。</p>
交通安全シルバーリーダー養成研修・シルバーネットワーク事業 (くらし安全推進課)	<p>地域の指導的役割を担う高齢者が、交通安全に必要な知識・手法を習得できるよう、参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室を実施します。</p> <p>また、研修終了者に、地域において交通安全に関する啓発活動を行っていただけるよう、定期的に情報提供を行います。</p>
高齢者の交通死亡事故抑止対策の推進 (警察本部交通総務課)	<p>高齢者の事故防止のため、老人クラブや自治会等への情報発信や反射材等を普及促進するための対策を推進します。</p>
運転免許自主返納者に対する支援措置の拡充 (警察本部交通総務課)	<p>運転に不安を感じている高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を作るため、自治体、企業等に対し運転免許自主返納に関わる支援措置の実施を働き掛けます。</p>
交通安全県民運動 (くらし安全推進課)	<p>交通安全思想・交通道徳を普及徹底させ、県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故の防止を図ることを目的に、四季の交通安全運動や年間を通じて行う運動を展開し、県民・関係機関と連携して交通安全対策に取り組みます。</p>
高齢者虐待防止対策の一層の推進 (高齢者福祉課)	<p>市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業所職員等に広く虐待防止の理解を深めるとともに、虐待対応技術の向上を図るための研修会を開催します。</p> <p>また、高齢者虐待防止ネットワークの未設置市町村に対して、早期設置を働きかけます。</p> <p>さらに、困難事例に対し市町村が迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉士や弁護士等の専門職団体と連携し、専門性を活かした助言等を行います。</p>
高齢者権利擁護・身体拘束廃止の推進 (高齢者福祉課)	<p>高齢者福祉施設における介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、身体拘束廃止及び虐待防止に関する研修を行い、高齢者の権利擁護を推</p>

	進する人材を養成します。 また、高齢者福祉施設の要請を受け、身体拘束廃止に向けたケアの工夫等について具体的な助言を行うなど、施設における身体拘束廃止の取組を支援します。
セルフ・ネグレクト (自己放任)への対応 (高齢者福祉課)	高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議を有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できるよう関係部署・機関の連携体制を構築します。

⑤ 困難を抱える高齢者への支援

- 判断能力が十分でない高齢者の日常生活の自立を支える取組を支援します。さらに、成年後見制度の周知や市民後見活動の促進に取り組みます。
- 生きづらさや生活や仕事などへの不安を抱える高齢者が、地域で自立した生活ができるよう相談支援の充実を図ります。
- 自殺のハイリスク者の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材等（ゲートキーパー）を養成する取組を支援します。
- 犯罪をした高齢者の再犯防止を推進するため、地域において必要な支援が途切れることなく行われる更生支援の仕組みづくりに取り組みます。
- 8050問題など複合的な問題等を抱える高齢者が相談に訪れる地域包括支援センターの機能強化を図ります。また、中核地域生活支援センターが地域で生きづらさを抱えた人を分野横断的に幅広く受け止める相談支援を行うとともに、市町村等からの求めに応じて専門的かつ多面的な視点に立った助言等の支援を行います。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援など、3つの支援を行う重層的支援体制整備事業を実施する市町村や実施を希望する市町村に対する支援を行います。

第3章 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－1

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

取組	概要
日常生活自立支援事業の推進 (健康福祉指導課)	判断能力が一定程度あるものの十分ではない高齢者などが、地域で自立した生活を送れるよう、市町村社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理の支援等の日常生活自立支援事業を推進します。
成年後見制度の推進 (健康福祉指導課)	認知症高齢者等の判断能力が不十分な人が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、法律面や生活面で支援する成年後見制度の普及に努めます。
市民後見の推進 (高齢者福祉課)	弁護士などの専門職による後見人だけでなく、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見活動を推進する市町村に対し助成します。
生活困窮者自立支援事業 (健康福祉指導課)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じます。
自殺対策の推進に関する総合的な支援 (健康づくり支援課)	県は「千葉県自殺対策推進センター」を設置し、各市町村の自殺対策担当への研修、市町村の自殺対策計画の策定支援や自殺対策の実施に必要な助言及び情報提供を行います。
矯正施設出所者等に対する切れ目のない生活支援の推進 (健康福祉指導課)	刑務所などの矯正施設の出所予定者等のうち、福祉的支援を必要とする者を出所後ただちに福祉サービスにつなげるため、司法関係機関と地域の相談支援機関の連携の強化を進めます。
地域包括支援センターへの支援(再掲) (高齢者福祉課)	地域包括支援センターの整備に要する経費を助成し、整備促進を図ります。 また、国の「地域包括支援センター評価指標」による評価結果を踏まえた助言を行うなど、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
中核地域生活支援センターの運営及び市町村への包括的相談支援体制の普及 (健康福祉指導課)	24時間365日体制で、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内13か所に設置、運営します。 また、生活困窮者に対する自立支援の強化を図るために、町村部を所管する同センターに、包括的な相談支援を行う支援員を配置します。 さらに、地域住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施します。

重層的支援体制整備を実施する市町村への支援 (健康福祉指導課)	<p>包括的な相談支援体制の構築を含めた重層的支援体制の整備が進むよう、中核地域生活支援センターを活用し、他市町村での先行事例の紹介など実践的な研修を含む研修により、人材育成を図るとともに、各圏域の関係機関と市町村との交流・連携の促進を支援します。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業(※)に移行した市町村に対し、一体的な執行ができるよう交付金を交付します。</p>
ひきこもり対策の推進 (障害者福祉推進課)	ひきこもり地域支援センターにおいて、本人や家族等からの電話相談を受けるほか、面接相談や訪問支援(アウトリーチ)を必要に応じ行います。

(※)「重層的支援体制整備事業」(社会福祉法第106条の4)・・・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するもの。令和3年(2021年)4月1日に創設。

⑥ 災害・感染症への対応

- 災害時に、円滑に必要な物資の供給が行えるよう、物資等の備蓄・調達体制の整備に努めます。
- 災害時に高齢者等が安全に避難できるよう、避難支援方法の確立や自主防災組織の強化の支援等に努めます。
- 大規模災害発生時は、「千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)」を派遣し、リハビリテーション関連の災害支援チーム(千葉J RAT)等とも協力の上、被災者支援を行います。
また、必要に応じて、県外から応援派遣される支援チームを速やかに受け入れられるよう、受援体制の強化に努めます。
- 高齢者福祉施設や県民等に対し、感染症等に関する知識の普及・啓発を図り、発生予防とまん延防止に努めます。
- 大規模災害や感染症の流行等の有事に備え、平時からの高齢者施設の体制強化への助言、関係機関・関係者間の連携体制の強化や住民への普及啓発等に努めます。

第3章 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－1

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

取組	概要
県民の防災意識の醸成 (危機管理政策課)	県民自らが備蓄等の防災対策を進めることができるように、防災意識の醸成を図るとともに、防災教育を推進します。
個別避難計画作成の支援 (危機管理政策課)	市町村が行う、高齢者等の個別避難計画の作成を支援します。
介護施設・事業所における感染症等発生及びまん延防止体制の確立 (高齢者福祉課)	介護施設・事業所が、委員会の開催、指針整備、研修・訓練の実施等により、感染症等の発生及びまん延防止措置を講ずる体制を確立・維持できるよう指導等を行います。
介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)の作成等 (高齢者福祉課)	介護施設・事業所に対し感染症及び非常災害時に入所者及び利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)の策定や、研修・訓練の実施などについて、支援に努めます。
自主防災組織等育成・活性化 (危機管理政策課)	市町村における自助・共助の取組強化を推進するため、市町村が自主防災組織等に対して行う、訓練や資機材の整備に係る補助事業に対し県が支援します。
避難所運営への支援 (危機管理政策課)	各市町村の地域防災計画の見直しや、避難施設ごとの「避難所運営マニュアル」等を策定する際の参考となるよう、手引きの作成等を通じて支援を行います。
災害発生時の緊急物資等による支援 (防災対策課)	高齢者等向けの物資として、食料、おむつ等を備蓄します。また、平時より市町村との情報共有を図り、災害発生時に迅速かつ的確な物資支援を行います。
高齢者施設等での非常災害時の体制整備の強化・徹底 (高齢者福祉課)	実地指導等において、地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況等に関し、重点的に確認するとともに必要に応じて助言します。
高齢者福祉施設の防災機能強化 (高齢者福祉課)	高齢者福祉施設における入所者等の安全を確保するため、災害対策・安全性確保を目的とした非常用自家発電設備、給水設備等の整備を促進します。
千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)の体制強化 (健康福祉指導課)	大規模災害時、避難所等で高齢者等の要配慮者に対し福祉的な支援を行う「千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)」の派遣体制を強化するとともに、千葉J R A T等の他の災害支援チームと連携し、効果的な支援に努めます。
	また、県外からの支援チーム受入に備え、受援体制の強化を図ります。

高齢者施設等への災害発生時の支援 (健康福祉指導課) (高齢者福祉課)	災害発生時、高齢者施設等の被害状況を速やかに把握し、必要な支援を行います。
施設の感染症等の発生予防及びまん延防止対策の普及・啓発 (健康福祉政策課)	高齢者福祉施設等に対し、感染症等に関する知識の普及・啓発を図り、発生予防とまん延防止に努めます。